

◆食事供与・生活支援・災害保護事業◆

	雲仙普賢岳噴火災害	有珠山噴火災害	三宅島全島避難
事象	1991年6月3日 大火砕流発生	2000年3月31日噴火	2000年9月2日 全島避難指示
事業	平成3年(1991年)雲仙岳噴火災害に係わる食事供与事業	平成12年度有珠山噴火災害生活支援事業	三宅村災害保護特別事業
事業の目的	雲仙岳噴火災害が長期化し、かつ、多数の住民が避難の継続を余儀なくされている状況にかんがみ、災害の継続により、本来の生活拠点における収入の途が断たれ、復旧活動への着手等本格的な生活や事業の再建活動を開始できない者に対し、食事の供与を行うことにより、自らの努力による生活の自立を支援する。	有珠山噴火災害の継続により、本来の生活拠点における収入の途が断たれるなど、本格的な生活や事業の再建活動が困難な世帯に対し、生活諸費を支給することにより、自らの努力による生活の自立を支援する。	三宅島噴火災害の継続により、長期の避難生活を余儀なくされた村民に対し、避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してから自らの努力により生活の再建が可能となるよう支援することを目的とする。
実施主体	長崎県(国1/2) 旧国土庁の要綱事業	虻田町 (北海道10/10)	三宅村災害保護特別事業交付金基金(6000万円取り崩し) (都2/3、村1/3)
対象者	警戒区域、避難勧告・指示地域内に住所を有していた者のうち、雲仙岳噴火災害を原因として従前の生業による収入が途絶え、かつ二カ月以上連続して避難生活を余儀なくされている者及びその扶養家族。	平成12年7月1日現在で住所が避難指示区域内にあるなど、避難生活を余儀なくされている世帯で、かつ世帯の収入が一定の額に満たない世帯及び避難指示解除後で家屋損傷等の事情により避難が必要と認められる世帯	被災日に三宅村に住所を有し、帰島の意思がある世帯・生活保護に該当しない世帯・収入が生活保護基準以下の世帯・義援金を含めて預貯金が500万円以下で預託する世帯(預託先は村社会福祉協議会)
供与の対象	朝食、昼食及び夕食(現物供与)もしくは一人当たり一日1000円	生活諸費 (世帯人数×3万円+3万円)	生活保護基準を準用する基準額と収入額の差額を月単位で支給
支給世帯数		延べ3,401世帯	47世帯 (平成16年8月末現在)
支給人員数	延べ484,092人	延べ6,423人	実人員で71人(同)
支給額	478,397千円	234,614千円	(未定)
備考	(1)1991(平成3)年度の事業終了後、収入要件の導入、自立計画書の提出義務を加え、6月を限度(三月目に再認定)とした「特別食事供与事業」を実施(2)平成5(1993)年5月～6月の警戒区域等の拡大に伴い、平成5年10月1日を事業開始日として、事業を再開。(3)平成5(1993)年度の事業終了後、長崎県は、平成6(1994)年4月1日を事業開始日とする「特別食事供与事業(県単独事業)」を実施。 (4)年度ごとの事業実績は以下の通り	「事業実施要項の改正により、事業の実施機関を当初の2000年12月末までを2001年3月31日までに延長。	当初は平成15(2003)年2月17日から平成16(2004)年3月31日までだったが、平成16年4月1日から平成17(2005)年3月31日まで延長。 ※平成16(2004)年2月末現在の支給実績は44世帯63人。

年 度	延 べ 人 数 日	支 給 額	国 庫 補 助 額
平成3(1991)年度	470,273人日	464,598千円	231,861千円
平成4(1992)年度	13,819人日 138,649人日	13,782千円 135,943千円	6,891千円 67,972千円
平成5(1993)年度	4,914人日	4,914千円	2,457千円
平成6(1994)年度	366人日	366千円	

(平成4年度の下段は「特別食事供与事業」分)(平成6年度は長崎県単独事業) ※社会安全研究所・木村拓郎氏の表をもとに作成